

第十六回 参議院内閣委員会會議録第十四号

(四三〇)

昭和二十八年七月十五日(水曜日)午後二時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 上原 正吉君
竹下 豊次君

委員

白波瀬米吉君
成瀬 晴治君
松永 義雄君
松原 一彦君
野本 品吉君

政府委員

内閣官房副長官 江口見登留君
宮内庁次長 宇佐美 毅君
調達庁総務部長 山内 隆一君
行政管理局 岡部 史郎君
法務省入国管理局長 鈴木 一君

事務局側

常任委員 藤田 友作君
会専門員 杉田正三郎君
会専門員

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

本日(の)の会議に付した事件
閣委員会を開会いたしました。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。お手元に参つておきます。定員法改正の資料、行政管理局管理課から出ております資料の順を追つて質疑をいたします。まずその前

にこの表について閣部管理部長から説明を頂きます。

○政府委員(岡部史郎君) 只今お手元に御配付申上げてあります資料につきまして順次御説明申し上げます。私は總理府の本府につきまして御説明申し上げます。逐次各省関係官からそれ／＼御説明申上げることになります。なおこの資料の四枚目、総括表でなく内訳表を御覧頂きたいと思ひます。それでは内訳について申し上げます。

先ず總理府の本府について申し上げます。その内訳を申し上げますと、目黒の内閣總理大臣公邸の開設に伴う維持管理要員の増加九名でございます。その次は内閣總理大臣官房調査室の拡充に伴う職員の増加が二十四名でありまして、これは現在七名おりますから合計で三十一名になります。

○松原一彦君 上ののは現在何名でございますか。

○政府委員(岡部史郎君) 上の目黒公邸のほうには現在十一名おります。合計で二十名になります。

次に官房調査室は只今申上げました通り二十四名ふえまして現存の七名と合せて三十一名に相成ります。

次は恩給局の職員の増加でありまして、これは旧軍人等に対する恩給復活に伴う事務の増加の分でありまして八十名の増加に相成るわけであります。現在恩給局には文官恩給事務に従事しております現在の職員は百七十四名でございます。

次は總理府の附屬機関であります

この南方連絡事務局の所管事務の増加に伴う職員の増加十四名でありまして、現在二十七名おりますから、合せて四十一名と相成ります。以上合計いたしまして増加するものが百二十七名に相成るわけでございます。

次に減るほうは官房の広報事務の縮小に伴う減が三名でございます。これはこのたびの定員法の改正におきまして各省各庁を通じてできるだけ広報事務を縮小しようということで、大體定員の三割以上を目標にいたしましてこのような措置を講じたわけであります。

第六番目はやはり總理府の附屬機関でありますところの労働情報調査事務の減少に伴う職員の減であります。これは四十四名を減らすことに相成っております。現在の定員は五十四名でございますから残り十名ということに相成ります。で減少のほうは合計四十七名であります。ふえるほうは百二十七名でありまして、差引結局總理府本府は八十名の増加と相成ります。

次は公正取引委員会でございます。この公正取引委員会におきましては、広報事務の減少に伴う減と申しますのは今申上げましたように各省に共通のものであります。これが三名の減に相成ります。

次に總理府の外局といたしまして国家公安委員会と土地調整委員会につきましては異動はありせん。

次に宮内庁について申し上げますが、宮内庁は宮内庁舎の三階に設けられ

した宮殿の維持管理要員として五名の増加を見込んであるわけであります。が、他面におきまして事務処理の合理化を行うことになったので、二名を減らすことになったので、宮内庁職員といいたしましては差引三名の増加といふことに相成っております。

次に調達庁でございますが、これはふえるほうと減るほうと差引いたしまして、結局百九十五名の減と相成っております。それは内訳表にも書いてあるわけであります。一応私から申し上げます。それは内訳表に書いてあります。その次は行政管理局について申し上げます。これは三十五名の減に相成っております。が、監察部の主として支分部局の監察局の事務処理の合理化に伴う減であります。

次に北海道開発庁におきましては二十名の減少に相成っております。これは支分部局であります北海道開発局の事務処理の合理化に伴う減少二十人あります。

次に自治庁について申し上げますと、この附屬機関といたしましてこのたび自治大学校設置法案を御審議頂いておりますわけであります。この自治大学校の専任職員といたしまして、最小限度であります。一人減ります。で、本庁から一人減らすということで差引増減はありせん。

次に保安庁におきましては四百四十一名の減に相成っております。これは御承知のごとく海上公安局法が

物件返還業務の減少に伴う減少として十四人を減じ、更に調達協力業務の減少に伴う減員といたしまして百四十八人を減らしたわけであります。その次に業務量の少い出張所を廃止統合いたしました。これはいろいろ／＼キャンパ、エア・ベース等の移動の関係その他があるわけですが、それによりまして二百二十七人を減らしました。結局仕事はふえるのでふやすのが二百七十八名で、仕事を減らすので減るのが四百七十三名、差引調達庁におきましては百九十五名の減少と相成っております。

その次は行政管理局について申し上げます。これは三十五名の減に相成っております。が、監察部の主として支分部局の監察局の事務処理の合理化に伴う減であります。

次に北海道開発庁におきましては二十名の減少に相成っております。これは支分部局であります北海道開発局の事務処理の合理化に伴う減少二十人あります。

次に自治庁について申し上げますと、この附屬機関といたしましてこのたび自治大学校設置法案を御審議頂いておりますわけであります。この自治大学校の専任職員といたしまして、最小限度であります。一人減ります。で、本庁から一人減らすということで差引増減はありせん。

次に保安庁におきましては四百四十一名の減に相成っております。これは御承知のごとく海上公安局法が

設置されまして、海上公安局が保安庁の附屬機関として置かれた場合における海上公安局の姿がこうなるという形でございまして、これは海上公安局が発足いたしますまでは運輸省の外局であります海上保安庁がこの仕事をやっておりますわけでありまして、この実質におきましてはこれは海上保安庁の職員の減少ということに相成りますので、運輸省の海上保安庁の御説明の際に御説明申上げたほうが一層わかり易からうと思ひますので、そのときに議ることになさして頂きたいと存じます。

次に経済審議庁におきましては二人の減少に相成つておりますが、これは各省共通の例の広報事務減少に伴う減二人を計上した次第であります。

総理府全般につきましては御簡単に申上げました。なお御説明によりましてお答え申上げることになります。

○委員長(小酒井義男君) それでは総理府関係について御質疑を願ひます。

○竹下豐次君 一番初めに書いてあります目黒公邸開設に伴う維持管理要員、それはそういうことをやるのだからふやすのだという御説明だけでその理由の御説明がない。それは一つの例でありまして大したことはないが、そのほかの大部分はそういう御説明でありまして、何故にという御説明が大体抜けておつたと思ひますから、それをずつと御説明を願ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 只今竹下委員から御注意を頂きまして誠に申訳ございませぬ。成るべく簡単にというつもりでございまして、なおできるだけそれでは詳しく申上げましてその他関係係官からも御説明申上げたいと思つております。

それでは一例として申上げますと、一番最初の目黒の内閣総理大臣公邸の開設に伴う職員の増加と申しますのは、結局その内訳は維持管理の委員でありまして、内訳を申上げますと、機工といひまして即ち膳房とか弱電、強電の関係を扱う職員として二人どうしても要するという事になります。それからボーイ給仕の類いなども職員としてやはり計上しなければならぬものであります。こういうボーイ給仕関係でどうしても七人が要するという事で合せて九人と相成つておる次第であります。

次に官房調査室の補充の職員の内訳であります。これも実は現在のところ七人の専任職員がなくて非常に足りないわけでありまして、これを二十四人にふやすという仕事の内容につきましては官房調査室のほうから詳しく御説明申上げたほうがよろしかろうと思ひのであります。二十四名の内訳を申上げますと、その内訳といたしましては庶務関係資料の整理及び調査報告の整理というように八人が要する。それから政治情報、治安情報、労働情報関係の専任者が五人、それから経済情報関係で五人要る、それから文化情報、広報関係で二人、それから海外情報関係で四人、それで合せて二十四人になります。この調査室の仕事といたしましてはこれが最小限の仕事というように相成つておるわけでありまして。

それから恩給関係では八十人増加であります。これはこれから御審議頂きます旧軍人及び遺家族関係の停止されております恩給受給事務の裁定事務が多いわけでありまして、年金恩

給関係と一時恩給関係として二百万件以上にわたる事務の審理でありまして、これは併し一時的な部分もありま

すので、それは臨時の職員で賄う部分であるのであります。大体恒常的にこの程度はどうしてもふえる。もつとも恩給関係はこれだけではありません。郵便局の窓口事務がふえますので、それに關係して郵政省のところで御説明申上げる予定でございしますが、郵便局の窓口事務関係で五百十人がふえることに相成つております。そういうようにこの恩給関係事務も最小限度にやむを得ざるものと考へられる程度のものであります。

それから南方連絡事務局、この仕事

が非常にふえて来ておるわけでありまして、沖縄関係のいろ／＼な給与の未

私の事務でありますとか、殊に恩給関係の事務その他が多いわけでありまして、これに付きましては仕事もふえます

すのでこの際本局として十人、名額の出張所に三人、小笠原の島内駐在員として一人はしい、こういうような内訳振りになつております。

あとは調達庁が問題になろうかと思ひのであります。調達庁につきましましては総務部長が見えておりますので部長から御説明申上げたことと存じます。

○政府委員(山内隆一君) それでは調達庁の所管につきまして私から行政管

理庁の説明に対する補足的な説明を申上げます。やはりこの今の資料の順を追つて御説明申上げたいと思ひます。

増のほうは漁業補償の業務量の増大に伴ひ二十五名であります。漁業補償の仕事は二十七年からやつておりますわけで、現在の二十七年の予算

の中にも当然増が認められておつた

けであります。ところがやつて参りましたと補償を要する件数が非常に予想以上に増加をいたしまして、現在のところ約一万三千件という大量の件数がございまして、この仕事は而もこの各一件処理するにも漁業補償はなかなかむずかしい仕事でありますために、従来の定員では到底やつて行かれないというわけで二十五名の増員を見たわけでありまして。

次に特別損失の補償に併ずる増員であります。この仕事はもろに二十七年度にはまだはつきりとした線が出ておらなかつたわけでありまして、二十八年度に入りました各地方からいろ／＼陳情或いは非難もありまして、或いは内容を検討してみますとどうも従来の精力では賄ひ切れない性格を持つておるもので、而も又放つて置くわけにはいかないというような事情のものが相当予想されましたので、御承知の通り特別損失に関する法律案が現在両院で審議中でございまして、併しながらこれがまだ法律としてきまらぬ場合でも明らかに気の毒な事情のものに對しては、而も又急を要するといふようなものについては見舞金の支給というよう

な形で支給をいたしておるものもございします。いづれにしましてもすでに法律もいづれ通過するだろうと予想いたしておりますので、それからもう一つは法律が仮になくてもこういうような性格の仕事をやつて行かなければならぬといふような考えで十三名の増員をお願いしてもつぱらこの仕事に當らせることとしたわけでありまして。

次に使用解除財産の補償等業務量の増大に伴う増員百二名、そこで占領中設定されておりましたものももちろん占

領中でもぼつ／＼解除がございましたが、講和条約発効に際しましては大量の解除が行われましたので、この補償はこれ又非常にむずかしい仕事でありまして、何と言つても終戦直後進駐軍が入つて来て、さうしてこれを使つたために建物の中に變化が起つて、その變化の状態を明らかにして損失額を検討しなければならぬといふようなわけで、これも事務がなかなか複雑で手数がかかる、その上に予想以上に一時的に解除になりましたので、その仕事。それからもう一つは従来軍で買上げて使つてお

り、講和条約発効後将来又長く使わなければならぬといふような性格の土地建物、主に土地でありまして、さういふものにつきましては買上げなければ所有者に對して非常に気の毒であるといふようなものがたくさん出て参りましたので、今度は買上げる道も開かれたのであります。そのほうの仕事も又価額の折衝その他むずかしい点がありまして、かなりたくさん事務分量になるかと存じます。それらに伴う増員として百二名をお願いしたわけでありまして。

次に不動産提供業務の増加に伴う増員であります。これは講和条約が発効いたしますれば新しい不動産の提供業務は余りないのじやないかと当初考へておりましたが、ところが講和条約発効に伴つて、一方において従来接収されておつた不動産の解除が非常に大量に行われる半面、やはり日本防衛の見地から駐留軍として新たに不動産の提供を要求する件数がなかなか多いので、まあ少数になりましたもやはりいろ／＼な関係で調査したり何かしますので、この下部機構としての活動業務分量に對する影響は非常に大きいも

のがあります。而もこれ又調達庁のいろいろな仕事の中でも最もむずかしい仕事の一つとなつておりまして、一件処理にも非常な手数がかかるといううなわけで、百九人の増員をお願いしたわけでありました。

次は中間補償業務の増加に伴う増でありまして、接収中不動産の提供中に駐留軍の演習等によつて立木、立毛等が損害を受けた場合に補償する業務でありまして、平和条約の発効後占領期間中に泣き入となつておつたような被害についても補償を請求する事案が最近非常に増加するようになりまして、駐留軍の演習によつての被害も相当発生しております。そういう業務の増加に伴ひましてこの中間の補償の仕事をするために二十名の増員をお願いした次第であります。

次に減員の関係について申し上げます。調達庁はいろいろ駐留軍、占領軍、或いは又駐留軍のための仕事をやるという性格上、ほかの省のように自分で考へて事務分量をきめてやるということが非常に困難な事情にありますので、意外に変化をしていろいろ増員をお願いしなければならぬ場合もあります。又半面において占領中であつたのが今度は独立したというふうな関係から来る仕事の減、或いは調達の方法の変更から来る事務分量の減、いわゆる減員、こういうふうなものが大分起つて参りますので、勢い以下申上げるような減員も起つて来たわけでありまして、先ずその一番は内部管理事務の簡素化に伴う減、これはおわかりにくいかなと思ひますが、調達庁は仕事の性格上管理事務員というものをできるだけ少くして本當の駐留軍、対国民関係者に對する仕事に類するものを成るべく多くするといふ考へで當つておりました。最近いろいろ定員の関係等の問題から、一方増員をお願いしなければならぬと同時に、もう一つこの方面の減員を極力計つてみたいといふような考へ方から計画したわけでありまして、いわゆる管理職員の中で共通職員を大体除きまして、あとの方に對して約一割程度の減員をいたそうといふことの結果がここに現われて来たわけでありまして、自然その管理職員と申しますと主に總務部系統の總務課とか人事課とか会計課とか調査課とか或いは監督官とか、地方の調達局におきましてもやはりそういう種類の職員を、今申上げたような考へ方から減員をいたしたのがこの減となつておるわけであり

次に賠償指定解除物件返還業務の減少に伴う減であります。占領軍によつて賠償指定を受けた物件で、軍が占領期間中に使用したことによつて生じた損失を補償する仕事、これを賠償庁の廃止から結局調達庁がこの仕事を処理することに相成つて設置法の改正をみたわけでありまして、この仕事は二十七年度の或る時期から具体化されまして、大体二十七年度末までで処理したといふ目的で行つたわけでありまして、ところがなか／＼これもむずかしい仕事でありまして、全体の方針のきまつたのが遅れたといふようなこともあつて全部処理することはできなかった。若千二十八年度に残りましたけれども、併し大体の仕事は二十七年度に一応この仕事は終了した。但しそう申しましたと雖も、講和条約発効までの間は仕事でありまして、講和条約発効後もまだ軍が解除しない物件が非常に多いわけで、これについてどうするかといふことはまだ日本とアメリカとの間で外交交渉がきまつておりませんので、この仕事はまだ／＼私どもの関するところではない。従つてその仕事が将来起りますけれどもこれは今の減員した定員でやれるわけではないので、これは今申しました範囲の仕事については大部分終つたらそれで十四名減員する、こういう意味であります。

次に調達協力業務の減少に伴う減百四十八人、これは講和条約の発効しない大抵二十六年度末までは、完全に占領下において間接調達と申しまして政府機関を通じてすべて調達を行なつて来たわけですが、それから今度講和条約発効の際に直接調達となりまして軍が直接調達する。従つて調達庁の従来そういう仕事がなくならしたので、大量の減員をその当時二十七年度の初めに受けたわけでありまして、幾分の仕事が二十八年度に残りました。その関係の仕事が今度完全になくなり、結局二十七年度で終了したので、今度はこの仕事の跡始末に従事しておつたものを全部なくする、こういう意味で百四十八名の減となつたわけでありまして、

次に業務量の少い出張所の廃止統合に伴う減二百二十七名であります。出張所は全部で六十三カ所ありまして、大体各県の県庁の所在地には多少の差はありまして全部あつたわけでありまして、そのほかキャンパスとかベースのある所には出張所がありましたが、各県の軍政府廃止に伴つて軍政府関係以外には大した部隊はないといふような所については、漸次その跡始末をしますれば仕事はなくなつて来たわけでありまして、この二十八年度に入りまして當時は出張所の中ではもう例えれば福井県あたりのごとき、殆んど不動産の解除補償事務、不動産の仕事がたつた一つ残つておる程度、そういうような場所も幾つかありました。それからそれほでもない、仕事の分量から言つて出張所を置くことは財政上不利である、局直接に扱うか或いは他のもよりの出張所に仕事を振らせることの方が経済的ではないかと思ふような所、それから局の直ぐ近くにキャンパスとかベースがありまして、大きな出張所でありまして局のすぐ近くにらばこれは便宜上からいつても廃止して局で直轄していいのじやないかといふような所もありまして、大体そういうような目途から選定しまして三十一カ所を廃止することにいたしましたわけでありまして、その関係が二百二十七名となるわけでありまして、そこで増員と減員を差引しました減が百九十五名となるわけでありまして、結果的には大体出張所廃止の減、多少数字の違ひは、局のほうにこういう仕事の必要のために増したといふような結果に相成つておりました。各局の定員には多少の増減はありますが大した変化はございません。

以上簡単に申し上げますが、調達庁はかねて御用意があつたと思ひますが、これは事実出血的な整理があらうか。

○政府委員(山内隆一君) 全体の教として出血にはならないわけでありまして、ただ三十一カ所の出張所廃止といふのが減員の主たる理由になつておりますので、大体地方の職員はその地方の居付きの者が多いのでありまして、全体として仮に出血しないからといつてこの局に全部移つてくれといひましても、なか／＼実生活とかいろいろ関係ではかに行くならもうやめるほかないといふようなものも出て参りますので、形の上では出血がないわけでありまして、現実の問題としては相当にやめなければならぬといふことが現在の事情でございます。

○松原一彦君 現在の四千六百六十八人の定員の中に欠員が何人おられますか。

○政府委員(山内隆一君) 四月一日現在で百七十八名となります。

○松原一彦君 それから今度の減員が百九十五、若干の出血があるわけですね。

○政府委員(山内隆一君) これは四月一日現在の数でありまして、その後すきりやめた者もおりますので、今はつきりと丁度百九十五名の欠員があるかないかというところはちよつと申し上げかねますが、大体私どもの見通しでは先ほど申しました通り形の上では出血にはならないというふうに考えております。

○政府委員(岡部史郎君) ちよつと松原さんのお尋ねに補足説明を申し上げますがこの定員法の施行の予定は八月一日となつております。その場合におきまして現在の定員より減ります定員につきまして、特にその事業の関係で大量に減る場合におきましては、今年いつばいであるとかそういうふうに余裕期間を置いてありますが、なお原則としていたしまして、一般的にそういう特別な規定がなくともにかく減る場合におきましては、十一月三十一日までの間即ち四ヵ月間は定員外に置くということになつております。そういういたしますと只今の欠員は四月一日現在の欠員が上がつておりますが、四月一日からになりますと四、五、六、七、八、九と、三ヵ月に更に四ヵ月加わりますので八ヵ月ございまして、その間におきましてかなり欠員が出て参ろうかというものはかなりなうかと思つて、これは別問題でありまして、配置転換等は極力行うべきであります。いろいろな事情、職務の種類でありますとか勤務地であるとかそういうことによつて配置転換のできない場合があるかと思ひます。そういう場合におきま

しては実際の退職というふうなものが起きようかと思ひます。このような退職は大体そういう数ヵ月の期間に解決つくのではなからうかと、こう考えております。

○松原一彦君 関連して、配置転換等もお考えになつておることと思ひますが、現内閣がつておる欠員不補充という方針、これはつととおりになつておるのだからと思ひますが、それはどこまで押されるのか。例えば定員の上においては今のうちにブラス・マイナスが零であるとも、地方の僻すうにある調達庁の職員はやめなさい、中央においてはぜひ必要だといつたような場合においてはどうか。やはり必要なるものに対しては、若干の欠員不補充は現にやつておいてはなるのですか、その辺の事情をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。欠員不補充という措置は非常に不自然な措置でありまして、これはいつまでも放置しておくべきものではございませぬ。併し実際におきまして職員の実員を低下するといふ点におきましては、或る意味においては無理のない効果的な措置だろつと、こう考へて現在やつておるわけでありまして、現在におきましては四月一日現在におきまして、その欠員の五割まではふえるからよろしい。それからこれは新規にい仕事のためでありますから、新規に定員の増加を認められたものは新規採用してよろしい。それからなおそれでも松原さんお示しの通りどうしても配置転換ができない、補充しなければやつて行けないような緊急な要務があるのはきまつておりますから、そういう場

合には穴もあけられんらうというので、その場合におきましては大蔵大臣と行政管理局長官の承認を受けてくれといふことの閣議決定になつておるので、そういうふうに御了承願ひます。

○成瀬清治君 漁業補償は二十七年からやり始められて一万三千件あるといふが、そのうち解除したものはいくらあるのですか。一万三千件の処理と申しますが、そのところを説明して頂きたい。

○政府委員(山内隆一君) 進駐から講和条約発効までは今の私の申し上げたのと別で、制度上はつきり法令ができておりませぬ。閣議決定の要綱のといふようなもので見舞金という形で水産庁が主管してやつて参りまして、それが昨年度まで水産庁、それから四月一日から講和条約発効までは取あへずやむを得ないものとしてはやはり調達庁が見舞金を支給して参つたのであります。今度の講和発効からは軍のために施設、区域として提供することによつて海上の漁船の操業制限をしなければならぬといふことになつて、その結果から起る損失の補償、それが今や全部で約一万三千件ぐらゐるということをお申上げたのであります。その処理が、遺憾ながら実際の手続等ができたのが二十七年度としまして、その結果遅かつたのと、いま一つは解除不動産の補償の仕事でつと古いものが残つておりまして、それを一掃するため二十七年度の途中から年度末までに漁業補償の仕事はちよつと停頓しておつたわけでありまして、それができましてから急速にこの事務の進行を図つて、ようやくあれは昇を通じて調達庁

には提出そろつておりますけれども、まだ査定等が十分進みませんので、この処理はまだ遅れておりまして、処理したものは僅かの件数しかありません。目下鋭意これが処理に進んでおるやうな次第であります。

○成瀬清治君 大体この一万三千件は二十五名増員すれば、例えば今年いつぱいとか、本場で言うならばもつと早く解決しなければならぬわけですが、もうすぐ大解決の見通しがつくわけですか。

○政府委員(山内隆一君) 今申し上げたところから言へば、非常に仕事の進行が心もとないようにお感じになつたと思ひますが、基本の方針をいろいろその積算基準とかそういうものを作るのに時間がかかり、今度は出て来たものを整理する、或いはそういう方針によつて地方で、厳格を査定というほどではございませぬが、或る程度は調整をとる、そんなやうなことで時間がかかりまして、今日になつたのであります。今非常に急いでおりますので、大體私どもの処理目標としましては、無論今年度ではなくて、今年中には全部処理するつもりであります。或いは根本の実はず算問題もいろいろ関係いたしておりますので、これがきまれば案外早く処理できると思ひます。

○成瀬清治君 使用物件の解除のほうはどのくらいありますか。向うが使つておつたのを解除されてそれに対する補償ですね。これは現在どのくらい残つていますか。

○政府委員(山内隆一君) 解除不動産の補償の問題と思ひますが、二十六年年度末までに解除になつて未処理であつた事件、非常にたくさん件数があり

ましたが、それは先ほど申しました二十七年の年度末の緊急処理として大部分処理をいたしました。若干処理するつもりでおつて支払のところまで行かないで、支払は今年度に入つていたしておるものも相当ありますが、まず二十六年年度末までの解除のものは殆んど処理をしたと申上げて差支えないと思ひます。それから二十七年年度に入りまして講和条約発効までの分につきまして、先ず大部分処理をいたしたと思つております。併し講和条約発効後、先ほど大量解除と申し上げましたその部分に対する補償は、私直接の担当部長ではありませぬが大体私どもが考へておる処理見込としましては、できるならば今年度二十八年度中に処理いたしたいと思つて、そういう理想の下にまあ各局を奮勵いたしておりますけれども、やはり何割か二十九年度に廻るものができて来る、かように思つております。これは局によりましては今の通りに進行できる所もありませんけれども、局によりましては相当の部分

が二十九年度に廻らざるを得ないといふのが遺憾ながら現在の事情と思つております。

○竹下登次君 漁業補償に二十五人いましたが、現在何人やつておられるのですか。

○政府委員(山内隆一君) 現在九十六名従事しております。それで加えて百二十一名でございます。

○竹下登次君 いま成瀬さんの御質問に對するお答えを聞きますと、もうさう遠くないうちにこの仕事の大部分が解決されるということに承つたのであります。それならばむしろ臨時職員としておとりになるほうがいいのじや

ないか。と申しますのは、一年たつ
かたないで又出血というようにな
るのには甚だ好ましくないことだ
と思われまふ。ずつと初めから臨時職員
という事になつたら本人もその覚悟
でやると思ひます。そのほかの問題に
ついてはやつぱり同様の疑問が起るわ
けです。

○政府委員(山内隆一君) この補償の
仕事、ことに今お話の漁業補償は、今
私申し上げたのは二十七年中の補
償を申し上げたような考えであつた
ので、又今度新らしい二十八年度の
のを次に処理しなければならぬ。継続
しての仕事をございまして、今処理し
ておるのとは或る期間々の処理を申上
げたのであります。

○竹下豐次君 これから起つて来る問
題でしょうが、併し私の聞き違ひかも知
れませんが、先ほどから私承
わつたところによりますと、今日まで
決着してゐるのが相当あるのじやない
か、それをこの際又急いで片附けなけ
ればならぬのだというふうに承わつ
たのですが、そうじやないのですか。
そうだとすれば決着しておるものの片
附けが済めば、その次の年からは人が
減つてもいいのだということにならな
くちや、まあ二十五人減らすというわ
けじやありませんが、相当に臨時職員
の性質を帯びさせておるものを作つて
おいていいのじやないかという疑問が
あります。

○政府委員(山内隆一君) 私が計画と
して申上げたのがその通りに処理でき
ますれば、あとは幾分か楽になります
んか。こういうことになりませんが、ま
あ漁業補償の問題は調和条約発効後か

ら初めて起つて参りましたので、解除
不動産の場合で御説明申上げたような
事情はないと思ひます。解除不動産に
つきましては確かに占領期間中の問題
が、まあ決していい加減にしておいた
わけじやありませんけれども、かなり
溜りましてこのために非常な手数
がかつたわけですが、この点につ
いては私は今竹下委員からお話の通り、
解除不動産について処理すればそれだ
けなくなる、もつとも又新しい解除
も起りますけれどもそれは過去の大量
な解除と違ひましていづれ平均して、
そうたくさんさんの解除ではないと思ひま
すから、その分についてはこの処理を
終れば幾分減員して差支えないとい
うことになると思ひます。

○成瀬權治君 私はこういうふうな開
いておるわけですが、例えば家屋などの
返還されたものに対する補償などをや
るには、原形がどうなつてゐるだろ
うか、それをどう直したという、一つの
部屋々々など検査して行くために大き
なビルディングなんかしますと、そ
れに対して相当数の人間が相当数の期
間をからなければ解決しない。今の
ような人員であるとする何年間かこ
うした問題にかかるとしやないか。あ
なたは二十年度末までに完了する、
こうおつしやるが、そうではなくてこ
こ二、三年のうちには片附かないほど
そうした人間が要するといふふうな聞
いておるのですが、これは間違ひなん
ですか。

○政府委員(山内隆一君) 私申し上げ
したのは、解除不動産の補償について
は、二十八年度中に過去の大量解除の
分については処理いたしたいと思つ
て、そういう目途で今各局を督促いた

しておると申し上げまして、ただ實際は
どうしても、その通りにできまして
局によつては相当残つて何割か二十九
年度に廻らざるを得ない。こう申上げ
たわけでありまして、二十九年度にど
れくらい廻るかという事はなかなか
はつきり申上げかねますが、どうして
も或いは三割くらいは二十九年度に廻
らざるを得ないのじやないかと考へて
おります。これも併しなかなか仕事
がつかしいので、果して私の見込み
に行くかどうかという事は、どうも
非常にその見込みは困難であります。
お説の通り二十八年度に全部処理す
るという事は到底できないと思つてお
ります。

○成瀬權治君 そういふのはあなたが
机上に立てられたプランなのか、例え
ば各局に問合せて出して来られた計画
なんですか。
○政府委員(山内隆一君) 各局の担当
の局の自由で考えた計画ではなく、
今私の申上げたほどにはなつておりま
せん。が、本庁として局を督促
し、又本庁自身でやるべき仕事で相当
時間がかかり、この仕事の処理に影
響する点も大分ありますので、こうい
う点についてできるだけ簡素化を図るこ
とを今いろいろ考へております。そ
ういふこともいろいろかね合せて、
本庁としてこの局はどれくらいまで
に処理してくれ、どの局はどれくら
いまでという大よその見当を付けて今
督促いたしております。これはどこま
でも本庁の考え方でございます。

○成瀬權治君 私、先ほどあなたが
見えなるとは知らなかつたものでは
すから、杉田さんをお願いしたので
が、家屋或いはまあそうした不動産め

いたもの、そういうものが實際解除さ
れてそれが今までに解決されたのはど
れくらい、定員何名おつて、これをど
れだけ解決したか、今残つてゐるのは
どれだけであるかというふうな事は資
料が頂きたいと思ひます。實際問題と
して私たちが聞くのは、非常にこうし
た問題についての賠償といふ事は補
償が非常に遅れてゐる。だから何とか
してくれという声をよく聞くわけであ
ります。あなたのお話を聞いてい
て、それはおつしやるけれども、実は
こんなふうな超額をやつても實際問題
としては超額の手当ももらはずに、実
際うんと年末やなんかにもサービスで
すか。そういうふうな働いてゐる所は
ない実情だ、だからあなたの所はま
あ一、二三年くらいはかかるつもりで
いて下さいというふうな話を聞いてお
るのです。ですからその辺のところが
事情を説明できる資料をお出し頂きた
いと思ひます。

○政府委員(山内隆一君) 成瀬委員か
らの今の資料の御希望了承いたしました
から、できるだけ早く作つて書面
で皆様にお見せしたいと思ひます。
なおちよつと今の御発言に関連し
て、実はこれはここで申上げることが
いいのか悪いのか多少疑問であります
けれども、ちよつと率直に進行問題
で、私があとで非常ないい加減なこ
とを言つたといふことになつては相済み
ませんから申上げておきたいのは、人
の数も非常に重大であります。進行
については各局が一番強く要望して
るものはやはり旅費その他それに伴う事

務費でございますが、これは今の政府
の提出予算の旅費、事務費の前提で私
は申上げておりましたので、若し何かの
関係で議会で旅費、事務費等を修正で
もされて減額されるということになる
と遺憾ながらその分だけは減らざるを
得ない。実は率直に申上げますと、今
私が申上げた進行計画でも各局の現地
のほうから言へば非常な不満でありま
して、もう絶えず旅費が足りないの
どうしてそんな仕事の計画ができるか
と言つております。私はどこまでも旅
費の配賦と仕事の計画といふものを
はとくによつてと懲罰的に少し旅費を減
らすとか、或いは配賦に手加減をする
かどこまでも効果的によくやつた所
をよくしたいという工合に考へておりま
す。まあそんなわけですから今の前提
でもなかなか苦しい点があるわけ
です。ましてやそれが相当額減された
ということになると、その分だけが減
るのみならず、士氣を喪失して更に一
層進行が遅れるようなことがありせん
かといふことを非常に心配いたしてお
ります。

○成瀬權治君 私はなぜこういうこ
とを質問するかという前提は、この前
達行で相当数の実は整理があつたので
す。それで実はこういうふうな問題が
起きて来て補償が遅れてゐるのだから
、私のほうはいろ／＼なこともある
だろうが一つ早く問題を解決してもら
いたい、こういう考え方を持つてい
たのです。それなのにあれは一〇何
の私はいろ／＼と思つたのです。それで
、現実的な出血をやつたのです。それ
もつて来て又ここであつたのです。そ
ういふことは確かに聞けば三十

一カ所の出張所の廃止であるとかいろいろなことによるところのまあ百九十五の実質の減員になるかも知れないのですけれども、何か非常に又パーセンテージをちよつと弾いてみては相当数のパーセンテージになつております。そこで弾かれる。それからあなたが指摘された旅費なんかの問題で聞いてみますと、市内出張なんかは殆どなしでやつてゐるのではありません、現に今それほどもでなせ調達庁の職員だけ努力してゐる／＼なことをやつても、片一方の取られた人に対する補償が遅延するかどうか、何か調達庁少し腰が弱いのです。だからそういうことも何とかもう少しあなたのほうで頑張つてもらつて、仕事に能率的に早く解決するような方途に私は行かないものか、こゝろ思つて私は資料なんかを求めたわけでありませう。

○竹下豐次君 これは小さいことをお伺いしますが、目黒公邸というのとはどこなですか、吉田さんの住んでいらつしやる元宮様のお宅でしょうか。岡部さんのほうにお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 目黒公邸と申しますのは正式には芝白金にある公邸でございます、これは国設宿舍法に基く總理大臣の公邸でございます。

○竹下豐次君 宮様の昔のお屋敷のあの。

○政府委員(岡部史郎君) その通りでございます。

○竹下豐次君 あれはよほど前から公邸になつておつたものと思つておりましたが、ここに開設に伴うと書いてありますから、何だか新しくできたように見えますが。

○政府委員(岡部史郎君) それは従来外務省で管理しておりましたのを、今度總理大臣の公邸にしたわけでありませう。

○竹下豐次君 外務省の管理が總理府に移つたので人をふやしたということですか。

○政府委員(岡部史郎君) これはあの公邸が外務省に移つて外務省から總理府に移るに伴ひまして、今まであそこを外務省の職員が管理いたしておりました、これが外務大臣公邸に移るわけでありませう。そのあとの職員が必要となつて来るわけでございます。

○竹下豐次君 外務省のほうの人が減るといふことになるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) さうでございます。

○竹下豐次君 あとに出て来ますね。

○政府委員(岡部史郎君) そうです。

○竹下豐次君 それからこれも小さいのですが、官房調査室の拡充、これも数が少ございまして四倍以上になるのです、現在七人というものが三十一人になるわけですね。これはまあ何か仕事の範囲を拡大されたのだらうと思つておりますが、それはどういふことになりませうか。

○政府委員(岡部史郎君) 調査室のほうから詳しく申上げるのが筋であらうかと思ひますが、私が存じております範囲内において申上げますと、実はこれは定員がないものでありますから無理して各省から兼任職員をかり集めまして今までやつておつた。それをこの機会に定員の増加をお願いするといふことになつておる次第でございます。

○竹下豐次君 仕事の實質も変らない、量もかわらないといふことです

ね、そう承つてよろしうございませう。

○政府委員(岡部史郎君) 仕事の量、質は今後ますます／＼拡充したいという方向にあるわけでございます。でありますから、従来の兼任でとにかく賄つておりましたのを、兼任はどうしても十分でありませんから、専任の職員を置きまして、量質ともに充実したいという意向でございます。

○竹下豐次君 兼任というのが、兼任の形で専任させるといふようなこともまあ事実行われておるわけですが、実際はどうなんですか、これは本当にあらちこちかけ持ちで兼任しておられるか、或いは兼任の形で専任しておられるのか、それだつたらちよつと話が違ふと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 兼任の場合におきましてはこれは／＼ございまして、大抵兼任してもらはうほうにおきましては、殆んど兼任したほうで主としてやつて頂くよりほかにと思ひやうでありませうが、貸すほうは又貸すほうでできるだけの切れないやうに、自分のほうで必要な場合には使いたいといふことで、兼任といふことは、全く不自然な形であるわけでありまして、そういうのを本当に仕事をやるならどうしてもこれはやはり専任を置くといふのが筋であらうと思ひやうであります、いつまでも兼任でやるというものは、仕事をやる上におきましてどうしても不自然な形であらうと思ひます。併し仰せの通り兼任という形で殆んど出しきりという実情もそれは従来あつたらうと思ひます。その人を専任に切換えるといふことが多いだらうと思ひます。

○竹下豐次君 そうしますと、ほかの仕事と本當に兼任しておられた、兼任の人で七人でやつておられたのを専任だけに三十一人にするといふことになつたら、四倍どころでなく六倍も七倍も八倍にもなるかも知れないといふことになつていくわけですが、これは数については少いですが、理窟としてはちよつと説明をして下さらないと通らないような感じがいたします。

○政府委員(岡部史郎君) 誠に増加の率は大いのであります、調査室を設けまして、／＼内外の情報の収集分析をやるといふ場合におきまして、兼任で現在室長を入れまして七人といふのは、これは全く一つの課、一つの規模とは申しながら少いものであると思ひやうでございます。それを今度二十四人ふやしまして三十一人の課、併しこれでもこうした情報関係の担当の仕事といたしましては、決して大したものとは思ひやうに思ひやうでございますが、如何でございますか。

○竹下豐次君 どうも今の御説明じやふに落ちないのですが、私の想像は、やはり仕事に手が要るやうになつたとか、もう少し従来のやうなことで調査室の働きが不十分である、調査の目的を達することができないから、この際もうちよつと各方面に手を廻しても調査しなければならぬといふ実質的の必要があらにやないかといふふうには私は想像しておるのです。今の御説明ではさうなつておりませんが、あとでも結構ですから一つ直接その仕事をしつらつしやる人と御相談下さいまして又後日御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 竹下さんのお申出の通り一つ取計らいたいと思ひますから御了承願ひます。

○委員(小酒井義男君) それから今竹下委員の質問に関連してあつたとお尋ねしておきたいのですが、官房調査室には従来定員がなかつたのだと……

○政府委員(岡部史郎君) 定員七名はございませう。

○委員(小酒井義男君) 七名はあつた、さうすると二十四名ふえて三十一名になる。

○政府委員(岡部史郎君) さうでございます。

○松永義雄君 目黒公邸という名称は、これは公の名称でございますか。

○政府委員(岡部史郎君) これはわかりやすく申上げましたので、国設国家公務員宿舍法に基きまして、内閣總理大臣その他に認められております公邸の一つでありまして、正式は内閣總理大臣公邸でございます。

○松永義雄君 そうすると今まで我々の俗に首相官邸と言つておつたあれは公式は何と申しますか。

○政府委員(岡部史郎君) 今の永田町にありませういゆる首相官邸と申しますのは、内閣の事務所でございます。

○松永義雄君 今あなたが九名の増員は目黒公邸開設に伴う人員の増であるといふことを御説明になつたのです。が、実は従来十一人おる、それに九人加つた、さうするとどうも開設に伴うのでなくて新設ですか、その今の御説明の十一人というのは、外務大臣公邸であつたときの引継ぎですか。

○政府委員(岡部史郎君) 四月一日から開設になりましたと記憶いたしてお

ります。間違ひましたら訂正いたしま

すが、とにかく四月一日から開設いたしてありますので、それに伴いまして電話の交換手であるとか、守衛であるとか、そういう関係ですでに十一名おるわけでございますが、それに伴いまして、ここに開設と書きましたのは、開設後若干の日にちがたちましたので、言葉は不穩当かと思いますが、要するに十一人おるのに対してその人員を充実するために九人附加するというところでございます。その内容は電気関係の技工とそれから給仕という内容でございます。

○竹下豊次君 現在外務省の所管に属する公務員が十一人おる、それに九人加わるというわけですね。先ほどの御説明によると、外務省の定員が総理府の定員に移るのである、十一人が移るというわけですが、そうじゃないのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 外務大臣官邸を新たに創設したものでありますから、それで従来おりました職員が外務大臣官邸のほうに行つたわけでありまして、それでありまして、外務省としては先ほど減つたかというお尋ねで、私それをはいと申上げたようでありまして、減つたというわけじゃなく、そちらのほうへ行つたというわけです。

○竹下豊次君 そうすると、新しい開設じゃない、移つた、所管換えだというだけですね、外務省所管時代から公邸はあつたわけですね。

○政府委員(岡部史郎君) それは外務大臣公邸であつたわけでございます。

○竹下豊次君 そこが変りますか。いやわかりました。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記とめて下さい。

午後三時三十八分速記中止

午後四時七分速記開始

○委員長(小酒井義男君) 速記を始めして下さい。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について本日質疑を行なつたわけでありまして、関係各省から増減の具体的な理由を資料として出して頂いて、その資料に基いて審議を續けて行くことにいたしましたと思いますが、如何でございましょう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは資料が出るまで本法律案の審議は一応中止をいたすことにいたします。本日はこれにて散会いたします。
午後四時八分散会

七月十四日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、外務省設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)
- 一、保安庁法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十二日)

昭和二十八年九月十二日印刷

昭和二十八年九月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局